

松山市立小中学校空調設備整備 P F I 事業者選定審査会条例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。次条において「法」という。）第2条第4項に規定する選定事業で、松山市立小中学校の空調設備の整備に係るもの（次条において「事業」という。）を行う事業者の選定に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市立小中学校空調設備整備 P F I 事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項（事業に係るものに限る。）について調査審議する。

- (1) 法第5条の規定に基づく実施方針の策定に関する事項
- (2) 法第7条に規定する特定事業の選定に関する事項
- (3) 法第8条第1項に規定する民間事業者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 本市の職員
- (3) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から平成29年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 審査会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は，必要に応じて委員長が招集し，その議長となる。

2 審査会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

3 審査会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は，必要に応じ，会議に関係者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

2 審査会は，関係者に対し，必要な資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，審査会の組織及び運営に関し必要な事項は，規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は，平成29年3月31日限り，その効力を失う。